

生徒、保護者の皆さま

立命館中学校・高等学校 クラブ活動運営規程（抜粋）

立命館中学校・高等学校では、生徒の皆さんが積極的にクラブ活動に参加し、クラブ活動を通して将来につながる素養を鍛えてもらいたいと考えています。クラブ活動のあり方に関しては、生徒手帳にも記載がありますが、学校としての考え方を以下に整理していますので、よく理解し、積極的かつ主体的にクラブ活動に取り組んでください。また、保護者の皆さまにおかれましても、クラブ活動の意義や本校における趣旨をご理解いただき、ご協力をいただけますようお願いいたします。

1. クラブ活動を通して身につけてほしい素養

- (1) 学術・文化・スポーツ各分野の技術・力量を向上させることができる。
- (2) 自主的・自発的に物事に取り組み、あきらめずに最後までやり遂げることができる。
- (3) 仲間と協調し切磋琢磨しながら、組織を運営する力を備えることができる。
- (4) 地域・社会に貢献する心と行動力をもつことができる。

2. クラブ活動の性格

- (1) クラブ活動は、学習指導要領において学校教育の一環として教育課程との関連が図られるものであり、生徒同士の自主性に基づき、顧問の主体的裁量の指導のもと、同好者が相集い、組織として共同して行う活動である。また、その活動は、あくまで学業優先である。
- (2) クラブ活動は、保護者の承認を得た希望生徒が参加し、指導顧問のもと、共通の興味や関心をもつ生徒をもって組織される。
- (3) 学年や学級をはなれて、共通の興味や関心を追求する活動である。
- (4) 活動内容は、本校の教育活動の一環とする。したがって、本校のクラブ活動は対外的活動のみを重視することなく、生徒の内面的な成長や、校内における諸活動・諸行事における貢献など、学校全体の発展を期すものでなければならない。

3. クラブ活動の目標

- (1) 生徒が、自らの興味、関心に基づく活動の中で個性を伸ばすとともに、技術や体力の向上を図り、生活を豊かにしていく態度を身に付ける。
- (2) 集団的な活動の中で、自己の役割・責任を自覚し、共に計画し活動することを通して、自主性・協調性・責任感・成就感を涵養する。
- (3) 活動を通して、教職員と生徒、学年を越えた生徒同士のふれあいを深めることで、年齢を越えた集団での活動の意義を理解し、社会性を養う。

4. クラブ活動のねらい

- (1) 共通の興味や関心の追求を通して、楽しく豊かな共同生活を営む態度を養う。
- (2) 互いに理解し、好ましい人間関係を育てる。
- (3) 創意工夫して積極的に活動する態度を養う。
- (4) 自分のもっている能力をいっそう伸ばす。
- (5) 余暇を善用する習慣を身に付け、生活を豊かにする意欲を培う。
- (6) 常に健康安全に努める態度を養うとともに心身を鍛える。

5. 各部のあり方

- (1) 各部は民主的に団結し、それぞれの目標を設定し、その目標の達成のために、部員は一致協力して、その計画、運営に当たる。
- (2) 部は、常に学校を中心として、行動方針を定めなければならない。
- (3) 部は、部長を中心に、定期的にミーティング等を持ち、部全体としての行動目標を明らかにし、部員に徹底しておくようにする。
- (4) 日常活動において、部長は顧問の教員と密接な連絡をとり、その指導の下に、部は行動しなければならない。
- (5) クラブ活動のために学校の正規の授業を欠席することは認められない。ただし、学校の行事または学校の代表として活動する場合、校長の認可により、公欠を認める。
- (6) 学校の備品や用具は、顧問の許可なくして使用してはならない。
- (7) 部としての責任は顧問がもつものとする。中学校においては、各部の活動は顧問の直接指導を原則とする。

6. 部員のあり方

- (1) 部員は、クラブ活動を通じて、自己の個性を伸長するとともに、共同生活の一員としての正しいあり方を体得しなければならない。
- (2) クラブ活動が団体行動であることを認識し、責任を重んずる態度を養う。
- (3) 活動を通じて、共同作業または団体行動(練習・試合)をすることの喜びやその態度を学ぶ。そのため、入部すれば卒業までクラブ活動を継続することを原則とする。
- (4) クラブ活動は、学校の正規の授業等を基礎として、その上に成り立つものであることを忘れてはならない。
- (5) 学校の指導期間中である部員については、その期間中、クラブ活動への参加を認めない場合がある。また、成績や素行等の観点からクラブ活動を認めない場合もある。

7. モデルクラブ・重点強化指定クラブについて

- (1) 高等学校におけるモデルクラブに関しては、以下の要件を満たし、「モデルクラブ希望届」等の書類を提出した部のなかから、10 を上限として、クラブ委員会で審議し、校長が適当と認めた部を指定する。
 - ・モデルクラブ設定の目的を理解し、積極的にそれを遂行していこうとする、顧問および生徒の意思があること。

- ・特に、学校生活のルール・マナーを厳守し、かつ、学習の面でも学校諸活動の面でも積極的に貢献し、学校の向上に寄与する生徒の意思があること。
 - ・実技指導や専門指導ができる顧問がいること、かつ、その顧問が引き続き指導を継続する意思があること。
 - ・その部の当該の競技を行うのに必要な人数の 1.5 倍以上の部員数を確保できている、または、確保できる見込みがあること。個人競技の場合は、団体戦に参加できる人数を基準とし、個人競技で団体戦がない場合は別途審議する。
 - ・3 年間以内に一定の成績（各部ごとに大会の規模等に応じて、各部の目標と照らしあわせて決定）をおさめていること、または、新規に指定の場合、おさめる目標を持っていること。
- (2) 高等学校における重点強化指定クラブに関しては、上記の要件を満たし、「モデルクラブ希望届」等の書類を提出した部のなかから、クラブ委員会での審議を踏まえ、校長が決定する。その際、立命館大学スポーツ強化センターに相談するなど高大連携も考慮する。指定の上限は 3 とする。

8. 入部・退部に関すること

- (1) 希望生徒とその保護者は規定の様式により入部の意思を申し出る。学級担任と顧問の承認を得ることによって入部が認められる。
- (2) 入部希望者に対して、部長または顧問は、そのクラブの活動方針や活動計画を説明し、必要に応じて個別相談等に応じる。顧問は、入部希望者に活動方針等の理解を確認したうえで、入部を承認する。
- (3) 部への在籍は、1 人 1 部とする。ただし、高等学校における「特別委員会」への在籍はこの限りではない。また、「同好会」については、複数の同好会に在籍することを可とする。
- (4) 顧問は、指導が困難と思われる生徒に関しては、本人・保護者と話し合いをもち、所定の手続きを取って退部させることができる。

9. 活動日・時間に関すること

- (1) 活動日は原則として平日と土曜日とする。ただし、日曜日・祝祭日・長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、校長の承認を得て活動することができる。
- (2) 同好会に関しては、原則として、日曜日・祝祭日・長期休業中の活動を認めない。
- (3) 活動時間に関しては、完全下校時刻を厳守し、また、下校時刻が集中しないように各部で適切な練習計画をたて、配慮すること。
- (4) 朝練習に関しては、7 時 00 分の開門以降とする。その際、特に近隣に迷惑のかからないように配慮をすること。また、絶対に始業時刻に遅刻しないよう、練習を終えること。
- (5) 定期試験および試験 1 週間前やその他学校が指定する期間のクラブ活動は、停止する。ただし、試合直前などの事情がある場合、事前の申請により、一定時間のみの活動を認める場合がある。
- (6) 中学校の活動時間は、通常練習においては、平日 2 時間程度、土日祝 3 時間程度（対外試合がある場合は 16 時間／週の範囲で活動を認める）までを基本とする。また、学期中は、週 2 日以上、活動休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも 1 日、土曜日・日曜日はどちらか 1 日以上を休養日とする。土曜日・日曜日に大会参加等により活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることも可

とする。

- (7) 高等学校の活動時間は、通常練習においては、平日 3 時間程度、土日祝 4 時間程度（対外試合がある場合は 20 時間／週の範囲で活動を認める）までを基本とする。また、学期中は、週 1 日以上の活動休養日を設ける。ただし、月当たり 2 回は、土曜日または日曜日に休養を設定する。
- (8) 中高とも、長期休業中の活動時間は学期中に準じた扱いとする。
- (9) 「活動時間」は、クラブとして取り組むすべての活動（ボランティア、勉強会等も含む）と定義する。
- (10) 顧問は、毎月、次月の月間活動計画表と前月の活動報告表を生活指導部に提出し、見直しをもった活動とその点検を行う。
- (11) なお、クラブによっては時期により公式戦が連続する状況があることを考慮し、上記の休養日を一定期間内に振り分けて所定の日数を確保する弾力的運用をする場合がある。ただし、その場合は、事前に執行部の許可を受けた上で、生徒・保護者に説明をする。

10. クラブ活動保護者会に関すること

- (1) 年度当初、および必要に応じて、クラブ活動保護者会を開催し、保護者と協力して部の運営に努めるようにする。
- (2) 保護者会は、必要に応じて、各部ごとに、開催する。

11. その他

- (1) 部は学校代表として、学校長の認めた対外行事、試合、コンクールなどに参加することができる。
- (2) 対外行事などにかかる費用は、自己負担を原則とする。

以上